

緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成制度

緊急輸送道路等の沿道にある建築物の耐震診断に係る費用を最大765万円まで助成します。

助成対象となる緊急輸送道路等

特定緊急輸送道路

- ① 目白通り ② 新青梅街道
- ③ 青梅街道 ④ 環状七号線
- ⑤ 早稲田通りの一部
(環状七号線から東京法務局中野出張所交差点までの区間)
- ⑥ 環状六号線の一部(首都高入り口)

一般緊急輸送道路

- ⑦ 中杉通り(一部除く) ⑧ 早稲田通り(一部除く)
- ⑨ 中野通り ⑩ 大久保通り ⑪ 山手通り(一部除く)
- ⑫ 方南通り ⑬ 五中つつじ通り(一部) ⑭ 桜が池通り(一部)
- ⑮ 新井天神通り ⑯ 上高田一丁目1番地~落合斎場 ⑰ けやき通り(一部)

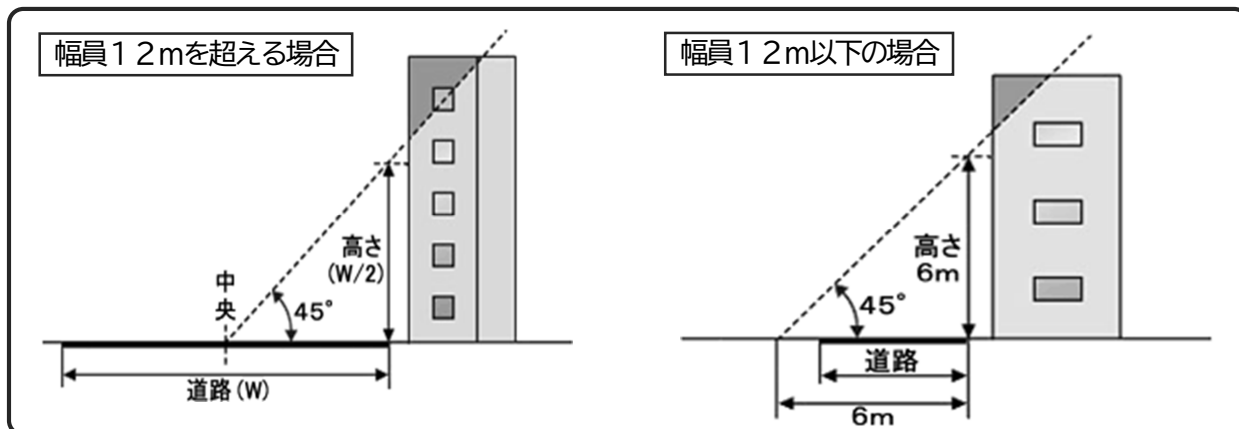
区指定道路

- ① 千川通り
- ② アカシア通り・とちの木通り
- ③ 中杉通り(一部)
- ④ 白鷺通り
- ⑤ 若草通り
- ⑥ 大和町中央通り
- ⑦ 野方3丁目~新井2丁目
- ⑧ 平和公園通り
- ⑨ 江原町1丁目~江古田3丁目
- ⑩ 五中つつじ通り(一部)
- ⑪ 哲学堂通り・薬師柳通り
- ⑫ 桜が池通り・上高田中通り
- ⑬ けやき通り(一部)
- ⑭ もみじ山通り
- ⑮ 東中野本通り
- ⑯ 新橋通り
- ⑰ 本郷通り
- ⑱ 南台5丁目25番地~南台5丁目19番地



沿道建築物の定義

敷地が上記①~⑰、①~⑱の道路のいずれかに接し、かつ、建築物の高さが以下の基準を満たすもの



■対象建築物

以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 前図の沿道建築物に該当するもの
- (2) 1981(昭和56)年5月31日以前に建築に着工したもの
- (3) 耐火建築物または準耐火建築物(鉄筋コンクリート造や鉄骨造など)
- (4) 建築基準法及びこれに基づく命令の規定に適合していること
- (5) 耐震診断に必要な当該建築物の設計図書に不備のないもの

■助成金額

助成金額 = 耐震診断に係る費用(税抜) [千円未満切捨]

ただし、対象建築物の延べ面積に応じて、下表に定める額を助成金の限度額とします。

対象建築物の延べ面積 (診断対象外となる面積は除く)	限度額
800㎡未満	延べ面積(㎡) × 2,040(円/㎡)
800㎡以上 1,100㎡未満	1,632,000円
1,100㎡以上 1,600㎡未満	延べ面積(㎡) × 1,530(円/㎡)
1,600㎡以上 2,400㎡未満	2,448,000円
2,400㎡以上 5,000㎡未満	延べ面積(㎡) × 1,020(円/㎡)
5,000㎡以上 10,000㎡未満	510万円 + (延べ面積(㎡) - 5,000(㎡)) × 510(円/㎡)
10,000㎡以上	765万円

■助成対象者

対象建築物の所有者で住民税等及び対象建築物の固定資産税を滞納していない方

【区分所有建築物の場合】その管理組合の代表者又は区分所有者全員の同意により、区分所有者のうちから選任された方

【共有建築物の場合】共有者全員の同意により共有者のうちから選任された方

■耐震診断の方法

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年国土交通省告示第184号)に適した方法で耐震性能を判定します。

- 鉄骨造…「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に定める診断の方法 等
- 鉄筋コンクリート造…「2017年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」に定める「第2次診断法」等
- 鉄骨鉄筋コンクリート造…「2009年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」に定める「第2次診断法」等

■手続き

1. 事前相談

建築年度、構造や対象建築物の延べ面積などを設計図書等で確認のうえ、耐震診断を実施する前にご相談ください。

2. エントリー

事前相談後、助成対象建築物の要件を確認のうえ、エントリー申請書（第1号様式）を提出してください。

3. 交付申請

助成金交付申請通知書を受取りましたら、助成金交付申請書（第5号様式）に、下記の書類を添付して申請してください。（※1）

- ・建築確認通知書の写し（※2）
- ・登記事項証明書
- ・見積書（下記内容を明記してください）
[・補強計画案の作成（Is値が0.6未満の場合）・コア抜き箇所数（原則各階3箇所）]
- ・その他必要と認める書類

交付決定時の金額はあくまでも助成金交付予定額であり、実際に助成する額とは異なる場合があります。

また、交付決定後、申請内容を変更しようとするときは、変更申請書（第8号様式）を提出してください。

（※1）事業が2年度以上にわたる場合においては、事前に全体設計（変更）承認申請書（第3号様式）を提出してください

（※2）建築確認通知書の交付年月日がわかるものでも可（台帳記載事項証明等）

4. 耐震診断着手

交付決定通知を受けてから、速やかに耐震診断に着手してください。

耐震診断に着手後、非木造住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断着手届（第10号様式）を提出してください。

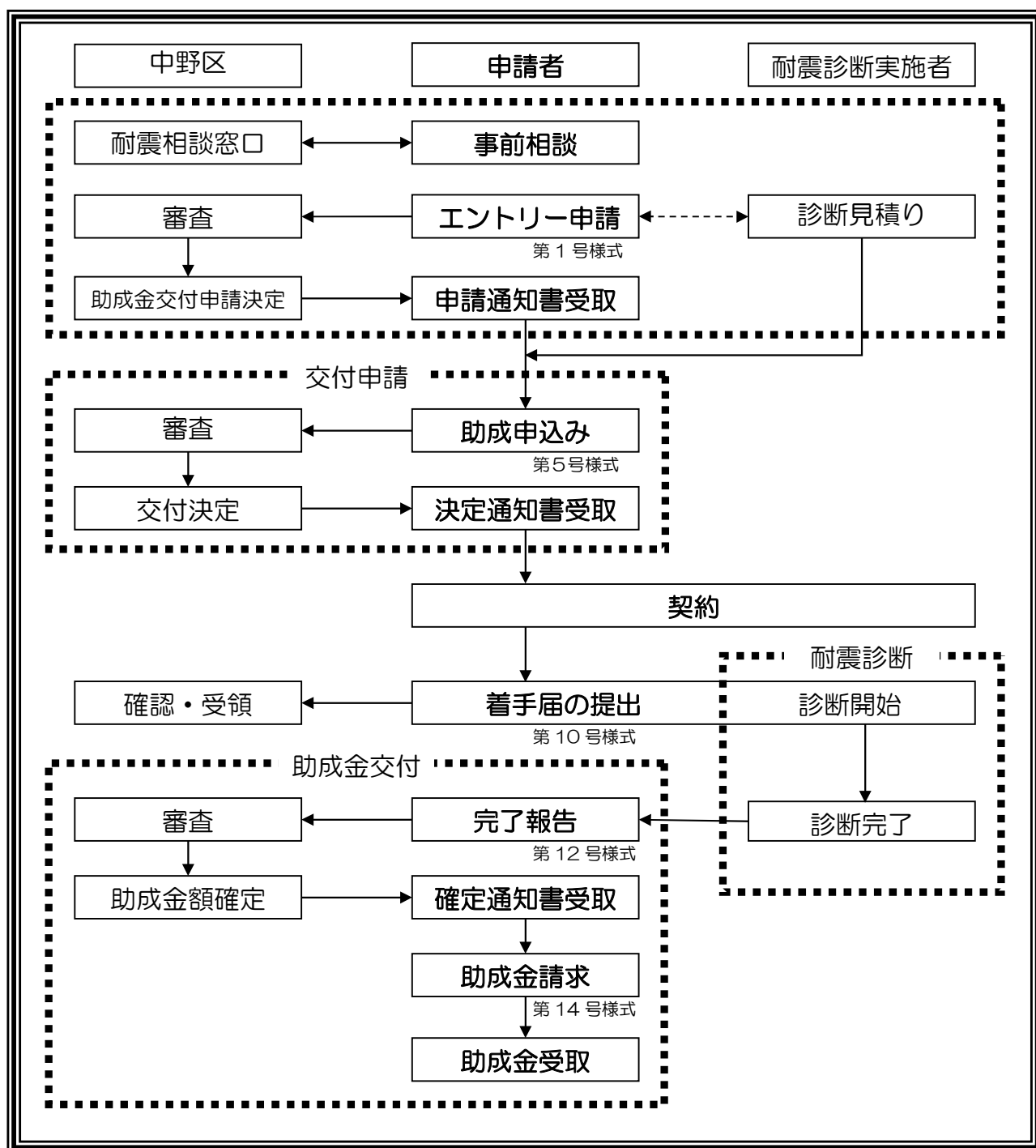
5. 助成金交付

耐震診断を完了したときは、非木造住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断完了報告書（第12号様式）に下記の書類を添付して提出してください。

- ・耐震診断の結果が確認できる書類の写し
- ・耐震診断に係る費用の明細書の写し
- ・耐震診断に係る費用の領収書の写し
- ・その他必要と認める書類

なお、非木造住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成金交付請求書（第14号様式）は助成金額確定通知書の受取後に提出してください。

緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成の手続きの流れ



ご質問・お申込みは必ず区役所に！

中野区役所 9階8番窓口
建築課 耐震化促進係
TEL (3228) 5576・FAX (3228) 5471

令和5年(2023年)4月